

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	亶理町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/25,35962,243,html

執行機関名 亶理町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年亶理町条例第27号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年亶理町条例第27号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年亶理町条例第27号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、配偶者のない女子又は男子と現にその扶養監護を受けている児童及び父母のない児童で構成されている家庭(以下「母子・父子家庭」という。)に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の <u>生活の安定と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年亶理町条例第27号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第1項若しくは第3項又は第10条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第1項の受給資格の登録若しくは同条第3項の受給資格の更新の登録又は同条例第10条の事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条第2項第2号及び第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第4条若しくは第9条又は第13条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第4条第1項若しくは第9条の助成又は同条例第13条の助成金の返還に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	亶理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条第2項第2号及び第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--